

幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務、町長又は教育委員会が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務並びに町長又は教育委員会が第4項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって当該機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。

第4条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該機関が保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合

において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

「

4 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」

別表第2第1項特定個人情報の欄に次のように加える。

「

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

別表第2第2項特定個人情報の欄に次のように加える。

「

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

別表第2第3項特定個人情報の欄に次のように加える。

「

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年12月22日から施行する。